

平成29年
4月から

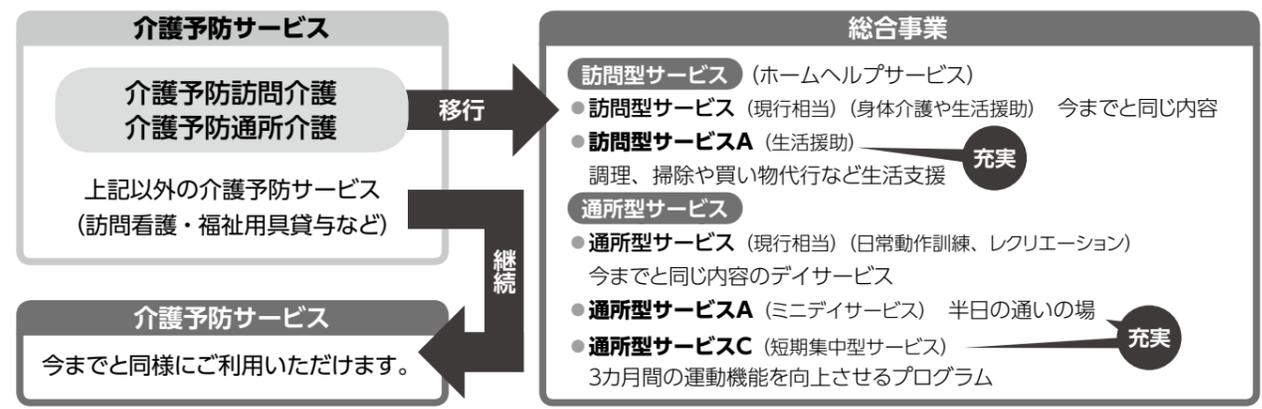
介護予防・日常生活支援総合事業が スタートします

介護保険法の改正により、高齢者の皆さんの介護予防と日常生活の自立を支援する「介護予防・日常生活支援総合事業」(以下、総合事業)が創設され、多様なニーズに応じたサービスを提供できるようになりました。

Q 何が 変わるの?

A 要支援1・2の方を対象とした
・介護予防訪問介護 (ホームヘルプサービス)
・介護予防通所介護 (デイサービス) が、
→市の独自サービス に変わります。

サービスの種類・内容、単価等が、全国一律となっている介護予防サービスのうち、介護予防訪問介護と介護予防通所介護について、市町村が地域の実情に応じて、効果的かつ効率的にサービスを提供します。



Q 利用中の サービスは どうなるの?

A **今まで通りのサービスを利用できます。**

●現在要支援1・2の認定を受け、介護保険で介護予防訪問介護や介護予防通所介護をご利用中の方は、平成29年4月以降の更新申請等の申請をされた方から、順次総合事業に移行になります。総合事業においても、今までと同様の訪問介護や通所介護が同じ金額でご利用いただけます。

●平成29年4月以降、新たに要支援1・2の認定を受けた方と基本チェックリストにより該当された方は、総合事業のサービスをご利用いただけます。

安心して
ください!

「基本チェックリスト」の判定だけで迅速な利用が可能に

4月から新たに基本チェックリストによる判定方法が増えました。基本チェックリストとは、運動機能や栄養状態を確認したり、認知症やうつ等の兆候がないかを調べたりするための質問票です。総合事業は、基本チェックリストに基づき迅速に利用することができます。(詳しくは担当のケアマネジャー、または下記へお問い合わせください。)

要介護認定の申請 → 認定審査会 (要支援1・2) → 地域包括支援センター等 (ケアマネジャー) が介護予防ケアマネジメントを実施 ※本人の状態等に応じてサービスを検討 → 介護予防サービス (訪問型サービス、通所型サービス)

要介護認定申請をしていないが、生活機能の低下がみられる方 → 基本チェックリスト (該当) → 地域包括支援センター等 (ケアマネジャー) が介護予防ケアマネジメントを実施 ※本人の状態等に応じてサービスを検討 → 総合事業 (訪問型サービス、通所型サービス)

問い合わせ

- ◆総合事業について 長寿福祉課 地域包括ケア推進室 ☎65-0699
- ◆サービスの利用について 水口地域包括支援センター ☎65-1170
- 土山地域包括支援センター ☎66-1610
- 甲賀地域包括支援センター ☎88-8136
- 甲南地域包括支援センター ☎86-8034
- 信楽地域包括支援センター ☎82-3180

名神名阪連絡道路の整備に向けて

名神名阪連絡道路整備促進期成同盟会主催によるシンポジウムが1月28日、伊賀市のふるさと会館において開催されました。

名神名阪連絡道路は、近江八幡市の国道8号から名神、新名神、名阪国道、三重県名張市の国道165号までを南北方向につなぐ約53kmの地域高規格道路です。

今回のシンポジウムでは、地元住民や企業から本道路に対する熱い思いや基調講演を通じて、整備に向けた機運を高めるもので、会場は約600人の参加者でほぼ満員となり、熱心に聞きっていました。

副会長である岩永市長がシンポジウムの中で、「この地域を南北につながる道路整備により、近畿・中部圏の潜在力をさらに引き出すために、整備実現に向け全力で取り組んでいこう」との力強い決意表明をされました。



▲シンポジウムで決意表明する岩永市長

災害への備えに

災害時における被災者等に
対する旅館ホテル施設の
提供に関する協定

滋賀県旅館ホテル生活衛生同業組合甲賀支部との「災害時における被災者等に対する旅館ホテル施設の提供に関する協定」締結式が2月1日、市役所水口庁舎で行われました。

この協定は、災害発生時に、組合員が経営する旅館ホテルの入浴施設、宿泊施設等を被災者に対応可能な範囲で提供いただくことになっています。引き続き、避難生活における環境改善が図れるよう取り組めます。



▲締結式での滋賀県旅館ホテル生活衛生同業組合甲賀支部寺井支部長(右)・林副支部長(左)と岩永市長(中)

「甲賀市オリジナルICOCA」給付申請



平成30年春から甲南駅以東(甲南駅、寺庄駅、甲賀駅、油日駅、柘植駅)へのICOCA改札機が導入されます。草津線の利用促進やICOCAの普及啓発を目的として3月1日から子育て世帯などに対して「甲賀市オリジナルICOCA」を給付します。ICOCAは、申請書と引き換えに申請受付場所で即日交付されます。

給付対象者の方は、受付期間内に必ず申請書を持参し、申請ください。

- 給付対象者
 - ①子育て世帯 中学校卒業まで(平成29年1月1日時点で、生年月日が平成13年4月2日以降の子どもを養育している世帯)の児童・生徒を養育している世帯。
 - ②生活応援世帯
 - [2-1] 基準日(平成29年1月1日)に甲賀市の住民基本台帳に登録されており、平成28年度の市県民税(均等割)が課税されていない世帯
 - ※ただし、市県民税(均等割)が課税されている方の扶養親族等の方は対象外
 - [2-2] 基準日(平成29年1月1日)に生活保護法に基づいて、甲賀市で生活保護を受給されている世帯
- 給付枚数
 - 給付対象世帯につき1枚(1回限りの給付)
- 案内通知
 - 2月下旬に給付対象者に申請書等を送付しています。
- 受付期間
 - 3月1日(水)から3月31日(金)の平日
 - ※ただし、以下の土日のみ受付可
 - 3月11日(土)、12日(日)、25日(土)、26日(日)
 - 9時~17時
- 申請受付場所
 - 平日9時~17時→市民窓口センター(水口庁舎1F)、旧支所である土山、甲賀大原、甲南第一、信楽地域市民センター※毎週火曜日は19時まで
 - 土日9時~17時→市民窓口センター(水口庁舎1F)
- 問い合わせ
 - 公共交通推進室 ☎65-0672 / ☎63-4554